

第 47 回 保険者による 健診・保健指導等に関する検討会	参考資料 1
令和 8 年 3 月 25 日	
第 7 回 個人への予防インセンティブ 検討ワーキンググループ	資料 1
令和 8 年 2 月 16 日	

個人への予防インセンティブ検討ワーキンググループの開催について

1. 開催の趣旨

平成 27 年の医療保険制度改革において、保険者が行う保健事業として、より一層のインセンティブの取組を推進することとされ、平成 28 年 4 月施行の国保法等改正法で、健保法等において、加入者に予防・健康づくりのインセンティブを提供する取組について、保険者の努力義務として位置付けられた。個人への予防インセンティブ検討ワーキンググループで議論を実施して平成 28 年 5 月「個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン」を策定した。平成 30 年度からの保険者インセンティブにおける保険者共通の評価指標に個人のインセンティブを採用しており、取組を行う保険者は年々増加している一方で、実施状況やその取組内容には保険者による差もみられることから、さらに促進を図る必要がある。

今般、保険者による実施状況及び取組内容を踏まえ、さらなる実施の拡大とより効果的な取組の推進に資するよう、「個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン」改正の検討を行うため、保険者、医療関係者及び学識経験者によるワーキンググループ（※）を開催する。

（※）前回は、平成 27 年度に「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」の下に位置づけて開催し、その成果物としてガイドラインを策定。

2. 運営

率直な意見の交換を確保する必要があることから、会議を非公開とし、可能な範囲で資料を公表する。

3. 構成員

別紙参照

4. 開催スケジュール（予定）

2月中旬：第7回ワーキンググループ

- ・実施状況及び取組内容について調査結果を提示
- ・ガイドラインの改正方針について意見交換

3月中旬：第8回ワーキンググループ

- ・ガイドライン改正案について議論

3月末：保険者による健診・保健指導等に関する検討会 改正ガイドラインの公表

(別紙)

「個人への予防インセンティブ検討ワーキンググループ」構成員

池井 真守	(いけい まもる)	全国健康保険協会 保健部長
岩城 みのり	(いわきみのり)	日本労働組合総連合会 生活福祉局部長
植田 英次郎	(うえだ えいじろう)	福岡県水巻町 健康課長
植松 賢	(うえまつ まさる)	国民健康保険中央会 保健福祉部長
河合 雅司	(かわい まさし)	産経新聞社 客員論説委員
久野 譜也	(くの しんや)	筑波大学大学院 人間総合科学学術院 教授
佐原 博之	(さはら ひろゆき)	日本医師会 常任理事
野村 圭介	(のむら けいすけ)	日本歯科医師会 常務理事
平澤 勇樹	(ひらさわ ゆうき)	健康保険組合連合会 組合サポート部担当部長 (保健事業担当)
古井 祐司	(ふるい ゆうじ)	東京大学未来ビジョン研究センター 特任教授
松本 珠実	(まつもと たまみ)	日本看護協会 常任理事
山田 芳子	(やまだ よしこ)	岐阜県後期高齢者医療広域連合 給付課長

(50音順、敬称略)

オブザーバー

経済産業省
スポーツ庁